

生活保護

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活水準を保障するために設けられた制度です。すべての国民が、生活困窮に陥った場合に平等にこの権利を受けることができることは、生存権を保障する重要な柱となっています。

この制度は、直接的には生活に困っている国民に対するものですが、間接的には、国民全体の福祉に極めて大きな役割を果たしています。また、この制度のもう一つの重要な目的は、被保護者の自立助長を図ることにあります。

1. 生活保護の決定までの流れ

